

飯山市告示第37号

飯山市起業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年 3月26日

飯山市長 石田 正人

飯山市起業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内において起業予定者が、製品及び商品並びに役務を提供する場又は製品、商品及び加工品等の製造の場を起業することにより、地域経済への貢献や雇用創出及び地域振興が見込まれる事業（以下「起業支援事業」という。）を実施するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域資源 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成19年法律第39号）第2条第2項に規定するもので、第8条に規定する審査会において認定された農林水産物、観光資源、加工品等をいう。
- (2) 起業 市内に事業所を有しないものが、市内に新たに事業所を設置すること又は市内に事業所を有するものが既設の事業所とは異なる業種の事業所を設置することをいう。
- (3) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）に基づく飯山市中心市街地活性化基本計画（平成12年3月策定）で定めた区域をいう。
- (4) 会社 合同会社、合名会社、合資会社、株式会社、有限会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人をいう。
- (5) 個人 会社以外の者をいう。
- (6) 起業予定者 次に掲げる者をいう。
 - ア 現に事業を営んでいない個人で、新たな事業を開始する具体的な計画を有するもの

イ 現に事業を営んでいない個人で、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

ウ 会社が、新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有するもの

エ アからウまでに準ずるもので、市長が特に認めるもの

(7) 事業所 工場、店舗又は事務所等をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内において起業支援事業を営もうとする起業予定者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 起業予定者が営もうとする事業の事業所が市内に設置される見込みであること。

(2) 市内に起業支援事業の事業所に係る商業登記簿上の本店又は支店登記がされる（個人においては、市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民票または外国人登録法（昭和27年法律125号）に規定する外国人登録原票に記載されている。）こと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除外するものとする。

(1) 個人にあつては事業主、法人にあつては法人及び代表者の納期到来分の市税（事業主又は法人の代表者が市外居住の場合は、当該市町村税。以下「市税等」という。）の未納がある者

(2) 補助金を不正に利用した事がある者

(3) 金融機関から取引停止処分を受けている者

(4) その他市長が適当でないと認める者

(補助金の交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次の各号（中心市街地において事業所を設置する場合にあつては、第1号から第5号までの規定）のいずれにも該当するものでなければならない。

(1) 商工会議所の経営指導を受け、創業の具体的な計画を有していること。

(2) 必要な許認可を取得（見込みを含む。）していること。

(3) 営業と家計とが分離していること。

(4) 3年以上の経営継続が見込まれること。

(5) 公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っていないこと。

(6) 地域資源を活用すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付対象事業から除外するものとする。

- (1) 経営内容が投機的と認められるもの
- (2) 宗教活動又は政治的活動を目的とした事業を実施しようとするもの
- (3) 金融業（質屋を含む。）、保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）、証券業、医業及び歯科医業
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第7号（まあじやん屋を除く。）及び第8号（ゲームセンターを除く。）に規定する風俗営業、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業（同項第4号及び第5号に規定するものを除く。）、同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業及び同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、会社又は個人が、市内において起業支援事業を実施するにあたり、製造及び営業のための設備の設置及び購入並びに建物の購入及び改修等を目的として新たに投資する資金のうち次の各号に掲げる経費を除いた経費とする。

- (1) 土地の取得費及びそれに伴う移転補償費
- (2) 先行投資又は過剰投資を目的とするものであると市長が認めるもの
- (3) 国県等の補助金及び助成金
（補助金額）

第6条 補助金は、補助対象経費の2分の1以内の額で、交付対象事業の形態が会社の場合は200万円、個人の場合は100万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金交付の申請）

第7条 規則第3条に規定する申請書は、起業支援事業補助金等交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 創業計画書（様式第3号）
- (3) 収支等計画書（様式第4号）

3 前項第2号及び第3号の書類の作成に当たっては、商工会議所経営指導員の経営指導を事前に受けるものとし、その結果を記載した創業計画に関する意見書（様式第5号）を同項の関係書類とともに市長に提出するものとする。

（審査）

第8条 市長は、前条の申請書及び関係書類について規則第4条第1項に規定する審査を実施するため、起業支援事業補助金交付審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 市長は、必要に応じて前条第1項に規定する申請書を提出した起業予定者の代表者

に審査会への出席及び説明を求め、意見を聞くことができる。

- 3 前2項に定めるもののほか、審査会の構成員、審査事項その他審査会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(交付決定の条件等)

第9条 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助金の交付対象と決定された事業（以下「補助金対象事業」という。）の開始前において、補助金対象事業の内容又は補助対象経費の総額を変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、起業支援事業変更承認申請書（様式第6号）に交付申請時の関係書類の様式を添付するものとし、市長に速やかに申請し、その承認を受けること。

- (2) 補助金対象事業を開始した日から3年を経た年度の末日までに当該補助金対象事業全体を中止（補助金対象事業の内容の著しい変更を含む。）し、又は廃止しようとするときは、起業支援事業中止（廃止）報告書（様式第7号）により市長に速やかに報告すること。

(申請の取下書の様式及び提出期限等)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、起業支援事業補助金交付申請取下書（様式第8号）を当該補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に提出するものとする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、起業支援事業実績報告書（様式第9号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費精算書（様式第10号）

- (2) 証票類及び写真等資料

- 3 前2項の書類の提出期限は、補助金対象事業が完了した日から起算して30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付請求)

第12条 補助金の交付決定を受けた起業予定者（以下「補助金事業者」という。）が補助金対象事業開始後補助金の交付を請求しようとするときは、起業支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

- 2 補助金事業者が必要に応じ補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第13条 補助金事業者が次の各号に掲げる事項に該当することが判明したときは、補助金の全部又は一部を返還するものとする。

- (1) 偽り又は不正の手段により、補助金の給付を受けたことが判明したとき。

- (2) 補助金を対象事業以外又は対象経費以外に使用したとき。
 - (3) 補助金対象事業の実施が不可能となったとき。
 - 2 前項各号に該当する場合の補助金の返還金額及び返還方法については、別に定める。
(書類の保管等)
- 第14条 補助対象経費については、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を明確にし、関係書類とともに当該事業を開始した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。
(財産の管理)
- 第15条 補助金事業者は、補助金の交付によって取得した財産について、その台帳を整備し、保管状況を明らかにしなければならない。
(財産処分の制限等)
- 第16条 規則第19条第1項の規定による承認の申請は、起業支援事業の財産等処分承認申請書(様式第13号)によるものとする。
- 2 規則第19条第1項第2号に規定する機械及び器具並びに同項第3号に規定する財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められているものとする。ただし、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の機械、器具及び財産で、補助目的達成上、特に必要ないと認められるものは除くものとする。
 - 3 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間とし、同省令に定めのないものにあつては5年とする。
- 附 則
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
 - 2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前において補助金事業者のうち補助金の交付を受けた者に係る第9条第2号及び第13条から第16条までの規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。
(様式省略)